

○営業の廃止命令

第49条第2項

改正 平成24年11月27日 平成26年3月20日
平成29年3月22日 平成29年11月28日
令和6年4月1日

処分基準

令和6年4月1日作成

法令名	警備業法
根拠条項	第49条第2項
処分の概要	営業の廃止命令
原権者（委任先）	岡山県公安委員会
法令の定め	警備業法第3条（警備業の要件）、第5条第3項（警備業の要件に該当する旨の通知）、第7条第3項（認定証の有効期間を更新しない旨の通知）、第8条（認定の取消し）
処分基準	次の場合は、営業の廃止命令を行うものとする。 1 警備業法第49条第2項第1号に該当する場合 2 警備業法第49条第2項第2号に該当する場合 3 警備業法第49条第2項第3号に該当する場合（その営業が警備業に当たることについての認識が全くなく、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情があり、かつ指導又は警告に従って営業を廃止することが確実であるときを除く。）
問い合わせ先	生活安全部生活安全企画課許可等事務管理室